

とちのみ保育園消防計画

平成 29 年 4 月 1 日 作成

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき、とちのみ保育園における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、とちのみ保育園に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第 3 条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者(職・氏名)		主任保育士・松原恵美子	
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
保育室	主任保育士	つくし	担任保育士
		めだか	担任保育士
		どんぐり	担任保育士
		ひよこ	担任保育士
		もも	担任保育士
		遊戯室	主任保育士
		職員室	
給食室	調理主任	調理室・休憩室	調理員
子育て 支援センター	保育士	支援センター保育室	担当保育士

(建物等の自主検査)

第 4 条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

- 2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- 3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、木祖村長（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

（職員等の遵守事項）

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 園児（生徒）等の手の届く所にマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 厨房内は常に整理整頓し、定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 防火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（玩具、いす、自動販売機等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、園長 または、防火管理者又は防火担当責任）に報告する。

（消防用設備等の法定点検）

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために（株式会社F. S. K木曾防災設備）に委託して次により法定点検を実施する。

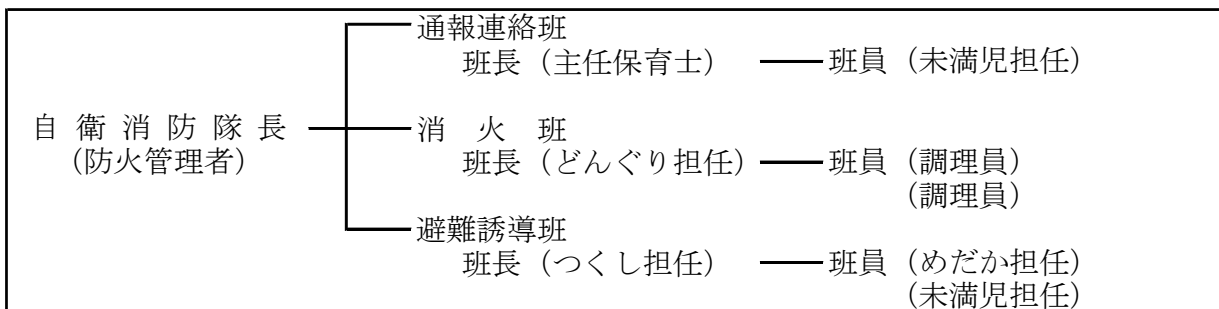
消防用設備等	点 検 実 施 月 日			
	機器点検		総合点検	
消 火 器	9月	1日	3月	1日
屋内消火栓設備	9月	1日	3月	1日
自動火災報知設備	9月	1日	3月	1日
誘 導 灯	9月	1日	3月	1日
（非常）放送設備	9月	1日	3月	1日
避 難 器 具	9月	1日	3月	1日

- 2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、木祖村長（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。
- 3 消防用設備等の法定点検の結果は、1年（3年）に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。



任 務 分 担	
通 報 連 絡 班	119番で消防機関へ通報する。 園(校)への連絡を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火を行う。
避 難 誘 導 班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。 負傷者等の搬送を行う。

※必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水(1人1日あたり3リットル)		地区倉庫 給食室
非常用食料(缶詰、乾パン等)		
応急手当セット		職員室
懐中電灯、乾電池		
携帯用ラジオ		

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保 管 品 目	数 量	保 管 場 所
ヘルメット		倉庫2（園庭）
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		
軍手		

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあつては、帰宅困難等により園（校）内に滞留が予想される職員数及び園児（生徒）数等を満たす数量を確保する。

救助救出用資機材にあつては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(2) 地震発生時の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当責任者は、火災等第二次災害の発生を防ぐために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は園児（生徒）等に知らせる。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、園児（生徒）等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 園児（生徒）等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 園児（生徒）等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な措置を行う。

(ウ) 園児（生徒）等を~~広域避難場所（13区公会所）~~まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(判定会招集から警戒宣言が発令されるまでの措置)

第9条 判定会招集の情報を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- 3 職員及び園児（生徒）等に対し、放送設備により判定会招集情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。
- 4 判定会招集時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあつては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。
 - (2) 幼稚園、養護学校の幼児、児童、生徒は、保護者への引渡しを原則とする。ただし引渡しまでの間は、学校、幼稚園で保護する。
 - (3) 小、中学校の児童、生徒は、あらかじめ保護者との間で決められた集団下校等の方法で帰宅させる。
 - (4) 高等学校の生徒は、あらかじめ決められた安全な方法で帰宅させる。
 - (5) 警戒宣言発令中は、学校等は休園（校）する。
- 2 自衛消防隊は、次の活動を行う。
- (1) 情報収集・伝達
通報連絡班は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
 - (2) 応急対策
消火班は、次のことを行う。
 - ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
 - イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
 - ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
 - エ 非常持出品の準備を行う。
 - (3) 安全誘導
避難誘導班は、次のことを行う。
 - ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。
 - イ 避難誘導班は、園児（生徒）等が混乱しないで下校できるように誘導する。
- 3 授業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条第2項第2号に定める応急対策を行う。
- 4 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第 11 条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新規職員	採用時	採用時 1 回	○		
職 員	__9 月 __3 月	年 2 回	○		
	朝 礼 時	必要の都度		○	○
備 考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	__9 月 __3 月	震災訓練	__7 月 __11 月
避難訓練	5 月 6 月 8 月 10 月 3 月	保護者受け渡し訓練	__5 月
通報訓練	__9 月 __3 月	総合訓練	__9 月

(消防機関への報告、連絡)

第 12 条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。